

ご旅行条件書（海外手配旅行用）

お申し込みの際は必ずこの条件書をお読みください。

この書面は、旅行業法第 12 条 4 に定める取引条件説明書面及び同法 12 条 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) お客様と株式会社 IMA(東京都港区白金 1-29-9-601)〔東京都知事登録旅行業第 3-6448 号〕(以下「当社」といいます。)とは、手配旅行契約を締結する事になります。
- (2) 手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)とは、当社がおお客様のご依頼により、お客様が運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることが出来る様に、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 当社が善良な管理者の注意を持って、旅行サービスの手配をした時は、手配旅行契約に基づく当初の債務の履行は終了します。したがって運送・宿泊期間等との間で旅行サービスの提供についての契約を締結出来なかった場合でも、当社がその弁済を果たした時には当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)をお支払い頂きます。
- (4) 旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャー等に記載するほか、当旅行条件書並びに当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。
- (5) 当社が法令に反せず、かつお客様に不利にならない範囲で書面により特約を結んだ時は、前項の規定に関らずその特約が優先します。
- (6) 当社は、旅行契約の履行に当たり手配の全部、又は一部を他の旅行者又は手配を業として行う補助者に(以下「手配代行者」といいます。)に代行させることがあります。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項をご記入の上、所定の申込金(旅行代金の 20%相当額以上全額まで)を添えてお申込下さい。申込金は、旅行費用、取扱料金、取消料その他お客様が当社に支払うべき金銭の全部又は一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
- (3) 本項(2)に関らず、次の場合は申込金の受領なく契約が成立します。
 1. 申込金の受領なく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(書面をお渡しした時点、FAX の場合は発信した時点、Eメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。)
 2. 旅行出発までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。
- (4) 当社は、航空券、乗車船券、宿泊券各種バウチャーの手配のみを目的とする旅行契約に当たっては、口頭によるお申込を受け付けることがあります。この場合の旅行契約は、当社が契約を承諾したときに成立するものとします。
- (5) 当社は、旅行契約を締結した時は、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。但し当社が手配する全ての旅行サービスについて航空券、乗車券、宿泊券、各種バウチャーその他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する時は、契約書面を交付しないことがあります。
- (6) 当社は、業務上の都合がある時は、旅行契約の締結に応じないことがあります。

3. お申し込み条件

- (1) 20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (2) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、車椅子の手配などで特別の配慮が必要な方は、その旨を旅行申し込み時にお申し出ください。医師の診断書を提出していただく場合があります。その場合の費用は、お客様のご負担となります。

4. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件書及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引き受け書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。但し、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. 旅行代金のお支払いと変更

- (1) 旅行代金とは、利用する運送、宿泊機関等の運賃・料金等に対して支払う旅行費用並びに、第5項に定める旅行業務取扱料金（変更手続き料金及び取消手数料金を除く）を合算したものをいいます。
- (2) お客様は、旅行開始前の当社が定める期日までに、当社に対し旅行代金をお支払い頂きます。なお航空券、宿泊券、各種バウチャー等の手配のみを目的とする旅行契約にあつては、それをお渡しする際にお支払い頂く場合があります。
- (3) 当社は、旅行開始前において、利用する運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動等の事由により旅行代金の変動が生じた場合、当該旅行代金を変更することがあります。この場合は、旅行代金の増額又は減額は、お客様に帰属します。

6. 団体・グループ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ旅行契約について、以下により取扱います。

- (1) 当社は、契約責任者がその団体・グループを構成するお客様（以下「構成員」といいます。）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているとみなし、当該旅行契約に関する取引等を当該契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、契約締結後当社の定める期日までに、構成員の名簿を当社に提出し、または人数を当社に通知して頂きます。又、契約責任者は、名簿の提出の際には、当社個人情報の取扱規定に従い、構成員に対し、構成員の個人情報提供の内容と目的及び提供先について通知し、了解を得て頂きます。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して負う債務又は義務についてはなんらの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、契約責任者が選任した当該旅行の構成員を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合に、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがあり、その場合にはその旨を記載した書面を交付します。その場合、旅行契約は当社が書面を交付したときに成立します。
- (6) 当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けた上で、添乗サービスを提供します。添乗員は契約責任の指示を受け当該業務を行います。添乗員の業務時間帯は原則として8時から20時までとします。

7. 旅行業務取扱料金

当社は、旅行手配、クーポン類の発行、添乗員の同行、旅行相談等の業務に対し、次の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を申し受けます。

(1) 取扱料金

内容	料金（消費税込）
海外宿泊機関・運送機関等の手配	1件につき ￥5,400
国際航空券発券手数料	1件につき ￥10,800
添乗サービス料金	1人1日につき ￥43,200 宿泊・交通費等の旅行実費除く
国内宿泊・交通機関等の手配	1件につき ￥5,400 交通実費別途
連絡通信費	1件につき ￥5,400 通信費別途

注1 旅行費用とは、旅行サービスの提供を受ける為、運賃・宿泊料その他の名目で運送・宿泊機関等に支払う費用をいいます。

注2 旅行契約に基づき手配した結果、運送・宿泊機関等が満員などの理由で予約できなかった場合であっても、当社は、所定の取扱料金を申し受けます。

注3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として取扱います。

注4 手配日、利用日、利用区間、運送機関等が異なる場合は、それぞれ1件として取扱います。

(2) 旅行相談料金

	内容	料金（消費税込）
観光旅行	お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金（30分まで） ￥2,160
		以降30分ごとに ￥1,080
	旅行日程表の作成、または印刷	1件につき ￥2,160
	旅行に必要な見積り・情報作成（利用した場合は代金に充当）	1件につき ￥3,240
	手配前の料金の見積り作成（利用した場合は代金に充当）	1件につき ￥3,240
	旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供	1件につき ￥1,080
その他の旅行	手配済み施設への予約依頼（送迎・レストラン等）	1件につき ￥3,240

(3) 渡航手続料金

	内容	料金（消費税込）
出入国記録書	出入国記録書作成	お一人様 ￥4,320

旅券	(1) 申請書類作成 (新規・訂正・再発給)	お一人様 ¥5,400
査証	(1) 申請手続 (アメリカ ESTA、オーストラリア ETAS 含む)	1カ国につき ¥5,400
	(2) 査証免除等の手続又は書類作成	1書類につき ¥3,240
各種証明書	警察証明書、健康証明書、卒業証明書等の取得同行案内、公正証書の取得代行	1件につき ¥5,400 交通費別途
再入国許可	再入国許可の申請手続	1件につき ¥5,400
その他	上記に含まれないものは、相談とさせていただきます。	実費

注1 上記の各該当料金は、合算して申し受けます。

注2 お客様ご自身で手続をされた場合は、料金は不要ですが書類等のみをお渡しいすることは出来ません。

注3 お客様の事情で査証が取得できない場合であっても上記手続料金を申し受けます。

注4 書類作成のための翻訳料等は別途申し受けます。

注5 パスポート等の送付料金は別途申し受けます。

8. 旅行契約内容の変更

(1) お客様は、当社に対し旅行契約内容の変更を求めることが出来ます。この場合は、当社は可能な限り旅行契約内容の変更の求めに応じます。又、契約内容の変更によって生じる旅行代金の増減はお客様に帰属します。

(2) 旅行契約内容変更のために、運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料があるときは、これをご負担頂く他に下記の変更手数料を申し受けます。

変更手数料の内容	料金 (消費税込)
海外・国内宿泊機関・運送機関等の変更	1件につき ¥2,160
航空券の再発行	1件につき ¥5,400
乗車船券の切り替え、再発行	1件につき ¥3,240

9. お客様による旅行契約の解除と払い戻し

(1) お客様のご都合により旅行契約を解除される場合は、次の料金を申し受け、残額があれば、これを払いもどします。

イ) 第7項に定める取扱料金

ロ) お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用

ハ) お客様がいまだ提供をうけておられない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用

ニ) ハ) の旅行サービスの手配の取消に係る次の取消手数料

取消手数料の内容	料金（消費税込）
海外・国内宿泊手配・運送手配等の取消	1件につき ￥3,240
未使用航空券払い戻し手数料	1件につき ￥10,800
未使用船舶・現地観光その他のサービスの清算手続き	1件につき ￥5,400

ホ) お客様の口座への払戻しに伴う振込手数料

(2) お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となった時は、旅行契約を解除することができます。この場合当社はお客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用を除き残額を払い戻します。

(3) お客様が、所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、当社は第7項に定める取扱料金及び取消手数料並びに旅行サービス提供機関等に対し取消料・違約料等の名目で支払う費用を申し受けます。

10. 当社による旅行契約の解除と払い戻し

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由により旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった場合、又は不可能となる恐れが極めて大きいと判断される場合はお客様と相談の上、旅行契約を解除することがあります。

(2) 本項(1)の場合は、当社は次の料金を申し受け残額があればこれを払い戻します。

イ) お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用。

ロ) お客様がいまだ提供を受けておられない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用。

11. 両代金の精算

当社は実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しないときは、旅行終了後速やかに精算いたします。

12. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または、当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様が被られた損害を賠償します。

(2) 本項(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して、通知があった場合に限りです。

(3) お客様が、次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。但し当社又は当社手配代行者の故意又は過失が証明された時は、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動、又はこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

③官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離またはこれらのためによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④自由行動中の事故

⑤食中毒

⑥盗難

⑦運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる実旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

1 3. お客様の責任

(1) 当社は、お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為もしくはお客様が当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めねばなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に万が一、契約書面に記載された旅行サービスと異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地に於いて速やかにその旨を当社、当社の手配代行者、又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

1 4. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件・代金は、旅行契約締結年月日の時点において有効なものとして公表されている運賃・料金・適用規則又は認可申請中の運賃料金適用規則を基準として算出しています。

クルーズ料金等を日本円でお支払になる場合は、為替レートは請求書発効日の TTS(電信売相場)の2円増しを適用します。

1 5. 個人情報のお取扱について

申込書等により当社が得るお客様の個人情報は、お客様との連絡のほか当該旅行の運送・宿泊機関等の手配及びそのサービスの受領の為に必要な範囲で利用させて頂くことを基本とします。その他の運用等の詳細につきましては、当社社員にお問合せ頂くか当社の個人情報保護方針及び個人情報のお取扱については個人情報取扱欄をご参照ください。

16. その他

(1) お客様に旅行契約締結後、実施頂く事項

イ) お客様の旅券（パスポート）の渡航先国にて必要な残存有効期間については、ご自身にてご確認ください。有効な旅券をお持ちでない方は速やかに、ご自身で取得手続きを行って下さい。渡航先国で査証（ビザ）が必要な国の場合は、別途渡航手続代行契約により査証取得を行う場合があります、その際は渡航手続代行料金を申し受けます。尚、日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問合せのうえ、ご自身にて再入国許可・査証等手続をお済ませ下さい。

ロ) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」でご確認ください。<http://www.forth.go.jp>

ハ) 渡航先（国、又は地域）により、外務省「海外危険情報」が発出されている場合がありますので、ご自身にて「外務省海外安全ホームページ」でご確認ください。
<http://www.mofa.go.jp/anzen/>

ニ) ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めいたします。

(2) 当社の手配旅行にご参加頂くことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に対して行って下さい。

(3) 旅行お申し込み時点の氏名はパスポートに記載されている通り、ローマ字で正確に当社にお知らせください。氏名を誤ってお申し込みされた場合には、航空券再発行や関係機関等への氏名訂正連絡が必要となります。関係機関等により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合があります。この場合にも第9条の当社所定の取消料の対象となります。

(4) この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社へご請求下さい。当社旅行業約款は、当社のホームページからもご覧になれます。

2014年4月1日作成